

別表第4の2（第2条関係）建築関係のその2

種類			単位	金額
長期優良住宅建築等計画の認定申請（長期優良住宅法第5条第1項から第5項）又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請（同条第6項及び第7項）	建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合		1件につき	47,800円（確認書等の提出がある場合にあっては、12,700円）
	建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）の場合	床面積の合計が300m ² 以内のもの	1件につき	112,000円（確認書等の提出がある場合にあっては、23,300円）を1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の認定の申請の数（以下「認定申請数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする一戸建ての住宅の場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が一戸建ての住宅の場合		1件につき	71,700円（確認書等の提出がある場合にあっては、19,100円）
	建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする共同住宅等の場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が共同住宅等の場合	床面積の合計が300m ² 以内のもの	1件につき	169,000円（確認書等の提出がある場合にあっては、35,000円）を認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定申請（長期優良住宅法第9条第1項の規定による申請に係るものを除く。）（長期優良住宅法第8条第1項）	建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が新築しようとする建築等計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合		1件につき	23,000円（変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、6,350円）
	建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする建築等計画の認定を受けた共同住宅等の場合	建築等計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計が300m ² 以内のもの	1件につき	104,000円（変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、22,000円）を変更認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の変更の認定の申請の数をいう。以下同じ。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合		1件につき	35,800円（変更後の建築等計画又は維持保全計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、9,550円）
	建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた共同住宅等の場合	建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計が300m	1件につき	157,000円（変更後の建築等計画の認定又は維持保全計画の認定に係る確認書等の提出がある場合にあっては、33,000円）を変更認定申請数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

		² 以内のもの		
長期優良住宅法第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に係る適合審査申請	1 件につき			建築等計画の認定を受けようとする住宅又は建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）第11条及び第13条の規定の例により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条の規定の例により算出した額）
長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請（長期優良住宅法第9条第1項及び第3項の規定によるものに限る。）	1 件につき			3, 170円
長期優良住宅建築等計画の認定又は維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認申請（長期優良住宅法第10条）	1 件につき			3, 170円

備考

- 1 この表において「法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 2 この表において「長期優良住宅法」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）をいう。
- 3 この表において「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書又は同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。